

徳島県病院局管理規程第六号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項の表中

感染症制御センター長	中央病院	上司の命を受け、感染症制御を総括する。
------------	------	---------------------

センターに属する業務

を	感染制御センター長	中央病院	上司の命を受け、感染を総括する。
---	-----------	------	------------------

制御センターに属する業務を

に改め、次のように加える。

呼吸器センター長	三好病院	上司の命を受け、呼吸器センターに属する業務を総括する。
手術センター長	三好病院	上司の命を受け、手術センターに属する業務を総括する。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。